

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○公共測量の実施	(用地課) 353
○道路の区域変更	(山城北土木事務所、丹後土木事務所) 〃
○道路の供用開始	(山城北土木事務所) 354
○水防法に基づく洪水浸水想定区域等を定めた旨の告示	(砂防課) 355
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出	(山城広域振興局) 360
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(〃) 〃

○土地改良区役員の就任届	(山城広域振興局) 361
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(京都林務事務所) 〃
○林地開発行為に係る事業計画の廃止	(〃) 363
公 安 委 員 会	
○京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○平成26年京都府公安委員会告示第47号等の一部を改正する告示	〃

告 示

京都府告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
城陽市中中山地内
- 2 測量の期間
令和7年5月30日から令和7年10月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（三次元点群測量及び数値地形図データ作成）

京都府告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年5月30日から令和7年6月13日まで縦覧に供する。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	前	m	m	旧道の区域の廃止 廃道
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58を経て		最小 10.6 最大 36.6	183.5	延長 132.5m 幅員 最小10.6m 最大36.6m
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て		最小 28.3 最大 51.3	95.4	
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				

京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	後	最小 28.3 最大 51.3	95.4	
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	前	m	m	旧道の区域の廃止 廃道
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	後	最小 10.6 最大 36.6	183.5	延長 132.5m 幅員 最小10.6m 最大36.6m
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	前	最小 28.3 最大 51.3	95.4	旧道の区域の廃止 廃道
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	後	最小 28.3 最大 51.3	95.4	旧道の区域の廃止 廃道
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 浜丹後線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	前	m	m	旧道の区域の廃止 廃道
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の58を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	後	最小 10.6 最大 36.6	183.5	延長 132.5m 幅員 最小10.6m
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				

京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の59から	前	最小 28.3 最大 51.3	95.4	最大36.6m
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44を経て				
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44まで				

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 二尾木幡線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市二尾金剛谷9の11から	前	最小 2.9 ^m 最大 11.0	160.2 ^m
宇治市二尾金剛谷9の11まで	後	最小 6.8 最大 18.6	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年5月30日から令和7年6月13日まで縦覧に供する。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 二尾木幡線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市二尾金剛谷9の11から 宇治市二尾金剛谷9の11まで	令和7年5月30日

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第310号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により洪水浸水想定区域の指定をした次の河川に係る当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、これらの事項を表示した図面は、次の閲覧場所において閲覧することができる。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

水系名	河川名	閲 覧 場 所
一級河川 (淀川水系)	鴨 川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所
	高野川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
	桂 川	〃
	山科川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所
	白 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
	岩倉川	〃
	長代川	〃
	鞍馬川	〃
	静原川	〃
	貴船川	〃
	有栖川	〃
	清滝川	〃
	田原川	〃
	室谷川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府南丹土木事務所
	室地川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
	明石川	〃
	熊田川	〃
	細野川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府南丹土木事務所

筒江川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
知谷川	〃
三明谷川	〃
小塩川	〃
灰屋川	〃
片波川	〃
別所川	〃
能見川	〃
東高瀬川	〃
七瀬川	〃
旧安祥寺川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所
安祥寺川	〃
四宮川	〃
針畑川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
久多川	〃
西羽束師川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府乙訓土木事務所
西羽束師川支川	〃
音羽川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
瀬戸川	〃
合場川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所
西野山川	〃
西野山川支川	〃
藤尾川	〃
新 川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府乙訓土木事務所
白川放水路	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
久保川	京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所
犬 川	〃
善峰川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府乙訓土木事務所
芥 川	〃
大谷川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所

馬坂川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所	山松川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所
普賢寺川	〃	大井手川	〃
鬼灯川	〃	石部川	〃
南谷川	〃	蛇吉川	〃
遠藤川	京都府建設交通部砂防課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所	杣田川	〃
古川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所	南川	〃
志津川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所	中村川	〃
田原川	〃	門前川	〃
門口川	〃	谷山川	〃
犬打川	〃	椎原川	〃
符作川	〃	白砂川	〃
滝ノ口川	〃	打滝川	〃
糠塚川	〃	布目川	〃
大導寺川	〃	山城谷川	〃
禪定寺川	〃	洪久川	〃
石詰川	〃	小川	〃
笠取川	〃	乾谷川放水路	〃
奥山田川	〃	奥山川	京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所
大福川	〃	胡麻川	〃
里川	〃	志和賀川	〃
名木川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所	海老谷川	〃
井川	〃	木住川	〃
山田川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所	中世木川	〃
赤田川	〃	大路次川	〃
和東川	〃	千ヶ畑川	〃
萩の谷川	〃	柏原川	〃
渋谷川	〃	東掛川	〃
乾谷川	〃	安威川	〃
井関川放水路	〃	一級河川(由良川水系) 高屋川	京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所
鹿川	〃	由良川	京都府建設交通部砂防課、京都府南丹土木事務所及び京都府中丹東土木事務所

井 尻 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所	土 佐 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所
質 美 川	〃	丸 田 川	〃
畑 川	〃	八戸地川	〃
実 勢 川	〃	真 壁 川	〃
須 知 川	〃	久田美川	〃
水 戸 川	〃	池 田 川	〃
曾 根 川	〃	富 室 川	〃
曾 谷 川	〃	岡 田 川	〃
大 朴 川	〃	平 川	〃
水 呑 川	〃	下見谷川	〃
上和知川	〃	長 谷 川	〃
西河内川	〃	宇 谷 川	〃
川 谷 川	〃	檜 川	京都府建設交通部砂防課、京都府中丹東土木事務所及び京都府丹後土木事務所
砂木谷川	〃	滝 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所
西 川	〃	荒 倉 川	京都府建設交通部砂防課、京都府中丹東土木事務所及び京都府中丹西土木事務所
神 谷 川	〃	伊路屋川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所
下 谷 川	〃	西 坂 川	〃
太 田 川	〃	天 野 川	〃
山 森 川	〃	白道路川	〃
原 川	〃	向 田 川	〃
深 見 川	〃	西 方 川	〃
知見谷川	〃	安 場 川	〃
西 畑 川	〃	八 田 川	〃
小 島 川	〃	小 呂 川	〃
河内谷川	〃	上八田川	〃
佐々里川	〃	大 谷 川	〃
中ノ谷川	〃	木 住 川	〃
東 又 川	〃	睦 志 川	〃
犀 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所	山 内 川	〃
和江谷川	〃	稲早谷川	〃

田 野 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所	堺 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所
宮 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所	大 内 川	〃
牧 川	〃	田 野 川	〃
土 師 川	京都府建設交通部砂防課、京都府南丹土木事務所及び京都府中丹西土木事務所	平 石 川	〃
竹 田 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所	寺 尾 川	〃
田 中 川	〃	川 合 川	〃
三 河 川	〃	台 頭 川	〃
枯 木 川	〃	細 見 川	〃
雲 原 川	〃	西 松 川	〃
玉 川	〃	岬ヶ鼻川	〃
北 原 川	〃	友 淵 川	〃
蓼 原 川	〃	猪 鼻 川	京都府建設交通部砂防課、京都府南丹土木事務所及び京都府中丹西土木事務所
尾 藤 川	〃	加 用 川	〃
谷 河 川	〃	大砂利川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所
在 田 川	〃	法 川	〃
花 倉 川	〃	大 谷 川	〃
大 呂 川	〃	大 迫 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所
佐々木川	〃	馳 出 川	〃
宮 垣 川	〃	二級河川 志 楽 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所
千 原 川	〃	野 原 川	〃
深 山 川	〃	瀬 崎 川	〃
畑 川	〃	大丹生川	〃
小畑川	〃	河 辺 川	〃
額 田 川	〃	朝 来 川	〃
末 川	〃	吉 野 川	〃
東 川	〃	堀 川	〃
大油子川	〃	鹿 原 川	〃
直 見 川	〃	祖 母 谷 川	〃
加津良川	〃	与保呂川	〃
榎 原 川	〃	椿 川	〃

菅坂川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所	吉野川	京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所
池の内下川	〃	須川	〃
寺田川	〃	吉永川	〃
高野川	〃	力石川	〃
女布川	〃	徳良川	〃
福井川	〃	鳥取川	〃
竹野川	京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所	溝谷川	〃
福田川	〃	芋野川	〃
川上谷川	〃	小西川	〃
佐濃谷川	〃	鱒留川	〃
大手川	〃	久次川	〃
宇川	〃	善王寺川	〃
筒川	〃	大谷川	〃
大雲川	〃	常吉川	〃
狩場川	〃	久住川	〃
神子川	〃	樋越川	〃
大膳川	〃	離湖	〃
今福川	〃	大橋川	〃
宮川	〃	新庄川	〃
男山川	〃	木津川	〃
三田川	〃	俵野川	〃
真名井川	〃	三原川	〃
畑川	〃	長野川	〃
世屋川	〃	円頓寺川	〃
波見川	〃	永留川	〃
犀川	〃	芦原川	〃
長延川	〃	伯耆谷川	〃
朝妻川	〃	栃谷川	〃
奥田川	〃	久美谷川	〃
田原川	〃	河梨川	〃

馬 地 川	京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所
神 谷 川	〃
新樋越川	〃

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 上新電機株式会社
 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
 代表取締役 金谷 隆平
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）上新電機 八幡南山店
 八幡市八幡南山39番1の一部ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 上新電機株式会社
 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
 代表取締役 金谷 隆平
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 令和8年1月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,819平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
 - ア 駐車場の収容台数
141台
 - イ 駐輪場の収容台数
30台
 - ウ 荷さばき施設の面積
55.0平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量
19.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和7年5月15日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和7年5月30日から令和7年9月30日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 上新電機株式会社
 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
 代表取締役 金谷 隆平
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジョーシン六地藏店
 宇治市六地藏奈良町18の1
- (3) 変更の内容

変更した事 項	変更前	変更後	変更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗の名称 及び所在地	(仮称)上 新電機 新 六地藏店 宇治市六地 蔵奈良町18 の1、18の 7	ジョーシン 六地藏店 宇治市六地 蔵奈良町18 の1	令 2.10.30	店舗の名称の 決定及び所在 地の表示の変 更のため

- 2 届出年月日
令和7年5月8日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和7年5月30日から令和7年9月30日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課



瓶原土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市加茂町河原下ノ浦36	髭 愛



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社リベルテ京都
代表取締役 宮井 文雄
京都市左京区田中大堰町182番地
- 2 林地開発行為の目的
産業廃棄物最終処分場の建設（安定型）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
11.2ヘクタール
- 5 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
大気質への影響	開発区域の中心から半径約200m以内の地域並びに開発区域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号及び宇治市東笠取中島から笠取ICに至るまでの宇治市道（次の図のとおり）	排出ガス対策型の建設機械を使用する。 車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。 廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台（往復で80台）、1時間に約5台（往復で10台）とし、集中しないよう配慮する。 車両は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。 廃棄物運搬車両は、最大積載量2tのものを用いる。 強風時に粉じんの発生が予想される場合は、開発区域内において事前に散水等を行い、予防する。 工事中及び供用後に大気質調査を行い、周辺への影響を監視する。
騒音の発生	〃	開発区域の周辺部に残置森林を配置するとともに、低騒音型の建設機械を使用するなど

		<p>場内で発生する騒音をできる限り抑制する。</p> <p>車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。</p> <p>廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台（往復で80台）、1時間に約5台（往復で10台）とし、集中しないよう配慮する。</p> <p>廃棄物運搬車両は、最大積載量2tのものを用いる。</p> <p>最終処分場建設工事中に大きな騒音の発生が予測されるバックホウ、振動コンパクト等の作業機械の稼働時には、騒音調査を実施し、周辺への影響を監視する。</p>	<p>地下水への影響</p> <p>大津市千町地内及び大津市石山千町に存する井戸水を利用している民家（次の図のとおり）</p> <p>埋立地の底面にシート工法による遮水工を設置するとともに、浸出水を処理することができる排水処理設備を設ける。</p> <p>谷筋から埋立地最上部への雨水等の流れ込みを防ぐために、上流にコンクリート擁壁を設置するとともに、埋立地外周部には、バイパス水路を設置する。</p> <p>浸出水及び周辺地下水の検査を月1回実施する（測定項目は、廃棄物処理法で規定された測定項目（25物質）にふっ素及びほう素の項目を追加する）。</p>
			<p>河川水量の増加</p> <p>開発区域から瀬田川に合流するまでの陀羅谷川及び千丈川（次の図のとおり）</p> <p>場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に排水する。</p>
交通量の増加	<p>開発区域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号及び宇治市東笠取中島から笠取ICに至るまでの宇治市道（次の図のとおり）</p>	<p>車両の運転者に対して、低速・静穏走行、アイドリングの禁止及び急発進・急停車の禁止の周知徹底を図る。</p> <p>廃棄物運搬車両の通行量は、1日最大40台（往復で80台）、1時間に約5台（往復で10台）とし、集中しないよう配慮する。</p>	<p>悪臭の発生</p> <p>開発区域の中心から半径約200m以内の地域（次の図のとおり）</p> <p>臭気の発生に対しては、中間覆土及び即日覆土を適宜行う。</p>
下流河川の水質への影響	<p>開発区域から瀬田川に合流するまでの陀羅谷川及び千丈川（次の図のとおり）</p>	<p>十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とする。</p> <p>大規模な土工事（掘削、撒き出し等）は、台風の襲来期以外の時期に実施する。</p> <p>谷筋から埋立地最上部への雨水等の流れ込みを防ぐために、上流にコンクリート擁壁を設置するとともに、埋立地外周部には、バイパス水路を設置する。</p> <p>浸出水及び周辺地下水の検査を月1回実施する（測定項目は、廃棄物処理法で規定された測定項目（25物質）にふっ素及びほう素の項目を追加する）。</p>	<p>産業廃棄物の飛散・流出</p> <p>〃</p> <p>埋立地における風速を1日1回以上測定し、強風時（地上10mにおける平均風速が5.5m/s以上のとき）は、廃棄物の搬入を停止する。</p> <p>埋立前に調整池（沈砂池兼用）を設置した上で埋立てを実施する。</p> <p>十分な締固めを行うとともに、雨天時には、埋立て及び搬入を行わない。</p>

8 縦覧場所

- (1) 京都府京都林務事務所治山課
京都市上京区中立売通小川東入三丁目449
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (4) 京都市産業観光局農林振興室
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- (5) 宇治市産業観光部農林茶業課
宇治市宇治琵琶33番地
- (6) 大津市環境部環境政策課

大津市御陵町3番1号

(7) 大津市市民部自治協働課南郷支所
大津市南郷一丁目12番13号

(8) 株式会社リベルテ京都
京都市伏見区醍醐二ノ切町4番2

9 縦覧期間

令和7年5月30日(金)から令和7年6月30日(月)
まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和7年5月30日(金)から令和7年7月14日(月)
まで

(2) 提出先

〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁
町449

京都府京都林務事務所治山課

(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所
において縦覧に供する。)

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京
都府条例第25号)第14条第1項の規定により、林地開発
行為予定者から次の事業計画を廃止した旨の届出があっ
た。

令和7年5月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為予定者の名称、代表者の氏名及び主た
る事務所の所在地

株式会社陀羅谷

代表清算人 宮井 文雄

京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地

2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場の建設(安定型)

3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか

4 廃止年月日

令和7年3月7日

公 安 委 員 会

京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関する規
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第6号

京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関す
る規則の一部を改正する規則

京都府放置車両の確認事務の委託の手続等に関する規
則(平成18年京都府公安委員会規則第14号)の一部を次
のように改正する。

別記様式第7号の(裏)中「禁錮」を「拘禁刑以上の
刑若しくは旧刑法の禁錮」に改め、「終わり、又は」の
右に「その」を加える。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

京都府公安委員会告示第90号

平成26年京都府公安委員会告示第47号等の一部を次
のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年5月30日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

次に掲げる告示の規定中「禁錮」を「拘禁刑以上の刑
若しくは刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第
67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律
第45号)第13条に規定する禁錮」に改め、「終わり、又は」
の右に「その」を加える。

1 平成26年京都府公安委員会告示第47号(道路交通法
施行規則第6条の8に規定する京都府公安委員会が認
める法人)

2 平成26年京都府公安委員会告示第48号(道路交通法
施行規則第31条の4の7に規定する京都府公安委員会
が認める法人)

3 平成26年京都府公安委員会告示第49号(道路交通法
施行規則第38条の3に規定する京都府公安委員会が認
める者)